ご覧ください 彦根長浜都市計画道路の変更案

市 市街地整備課

稲枝駅周辺整備の充実を図るため、稲枝駅舎の改築に併せて整備する東西連絡自由通路やアクセス（接続）道路を、彦根長浜都市計画道路とする都市計画の変更案が次のとおり縦覧できます。

縦覧期間 2月17日㈮～3月8日㈭（土・日曜日は除きます）

縦覧場所 県湖東土木事務所管理調整課、市都市計画課、支所、各出張所

問い合わせ先 市市街地整備課☎30-6126番、FAX24-5211番

ご覧ください 農業委員会委員選挙人名簿

市選挙管理委員会

農業委員会委員選挙人名簿は、毎年1月1日現在で、本人の申請によって調製することになっています。この名簿は、次のとおり縦覧できます。

縦覧期間 2月23日㈭～3月8日㈭（土・日曜日は、市役所西口にある当直室で縦覧できます）

縦覧場所 市選挙管理委員会事務局（市役所4階）

問い合わせ先 市選挙管理委員会事務局☎30-6131番、FAX23-4551番

廃車・名義変更などの手続きは、お早めに

市 税務課

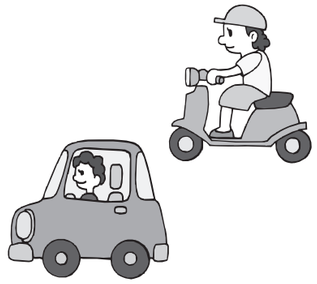

軽自動車税は、**毎年4月1日現在登録されている所有者に課税**されます。そのため、廃車や名義変更の手続きが済んでいないと、いつまでも元の所有者に課税されることになります。

名義変更の手続きは15日以内

軽自動車などを知人に譲ったり、業者に下取りに出したりしたときは、その理由が発生した日から15日以内に名義変更などの手続きをしなければなりません。

相手方に手続きを依頼したときは、トラブル防止のため、後日自分で確認しましょう。

廃車の手続きは30日以内

故障、事故、車検切れなどで乗らなくなった軽自動車などは、その理由が発生した日から30日以内に廃車の手続きをしなければなりません。

登録が残ったままだと、登録されている所有者に課税されます。

手続きは4月1日までに

名義変更や廃車の手続きが4月2日以降になると、4月1日現在登録のある元の所有者に課税されます。

手続きは早めに

例年、3月後半は各窓口がたいへん混雑しますので、手続きは早めに済ませてください。

軽自動車税に関する問い合わせ先 市税務課市民税係☎30-6108番、FAX22-1398番

廃車・名義変更などに関する問い合わせ先

自動車、126cc以上のバイク…近畿運輸局滋賀運輸支局☎050-5540-2064番

軽自動車…軽自動車検査協会滋賀事務所☎077-585-7103番

125cc以下のバイク、小型特殊自動車（テーラー、トラクター、乗用コンバインなど）…市税務課市民税係☎30-6108番

森林の所有者届出制度が4月から始まります

市 農林水産課

「森林法」改正に伴い、4月から新たに森林の土地の所有者となった人は、その森林がある市区町村長に届出が必要となります。

届出対象者 個人・法人を問わず、売買や相続などにより森林の土地を新たに取得した人は、面積に関わらず届出をしなければなりません。（「国土利用計画法」に基づく土地売買契約の届出を提出している人は対象外）

届出期間 土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地がある市町村の長に届出をしてください。

届出事項 届出書には、届出者と前所有者の住所・氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積とともに、土地の用途などを書いてください。

添付資料として、登記事項証明書（写しも可）または土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。

問い合わせ先 市農林水産課☎30-6118番、FAX24-9676番

決定しました 中地区公民館の指定管理者

市教育委員会生涯学習課

中地区公民館（大藪町）の指定管理者を公募し、次の団体を引き続き指定管理者に決定しました。

今後とも、地域の生涯学習の拠点として、地域住民とのコミュニケーションを深め、地域に開かれた施設を目指します。

指定管理者

▼名称 中地区交流の館運営協議会

▼代表者 伊富貴（いぶき） 和雄（かずお）

指定期間 4月1日～平成28年3月31日

問い合わせ先 市教育委員会生涯学習課☎24-7974番、FAX23-9190番

応援します 運転免許証の自主返納

市交通対策課

湖東圏域公共交通活性化協議会（彦根市と愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町で組織）では、公共交通の利用促進と増加している高齢者ドライバーによる交通事故の防止を目的に、運転免許証を早期に自主返納する人を支援します。

支援内容 愛のりタクシーの回数券か、路線バスの回数券のどちらか6,000円相当分を無料交付

申請方法 彦根警察署で運転免許証を返納して免許取消通知書（または運転経歴証明書）を受け取り、市交通対策課（市役所2階）の窓口で申請してください。

対象 運転免許証の有効期限内に記載の全ての免許を自主返納された人で、住民票（または外国人登録）が彦根市にある人に限ります。

申請期限 返納日から90日以内か、「運転経歴証明書」に記載されている交付日から60日以内

支援回数 1人1回限り

問い合わせ先 運転免許証の返納について 彦根警察署☎27-0110番

自主返納された人への支援について 市交通対策課☎30-6134番、FAX24-8517番

住民登録は正しく行われていますか

市 市民課

住民登録は、氏名・生年月日・性別・住所・世帯主との続柄などが記録され、国民健康保険、国民年金、子ども手当など各種行政サービスの基礎となっています。

在住している市区町村で、行政サービスを確実に受けられるようにするために、引っ越しなどにより住所を移した人は、14日以内に住民登録の届出を行ってください。

現住所で住民登録をしていない人や、登録が抹消されたままの人は、正しい住民登録が必要となります。

問い合わせ先 市市民課☎30-6111番、FAX22-1398番

日本政策金融公庫の教育資金・事業資金

日本政策金融公庫

▼国の教育ローン

融資額 学生・生徒1人300万円以内

返済期間 15年以内（在学期間中は据置あり）

利率 年2.55%（固定）

※収入制限があります。

▼セーフティネット貸付

融資額 4,800万円以内

返済期間 運転資金は5年以内、設備資金は15年以内

利率 年2.15%～（固定）

※利率はいずれも、平成24年1月20日現在です。

問い合わせ先 日本政策金融公庫彦根支店国民生活事業☎24-0201番、FAX22-6640番

国民年金保険料の納付は口座振替がお勧めです

彦根年金事務所

国民年金保険料の納付には、口座振替が利用できます。

口座振替を利用すると、保険料が自動的に引き落とされるので金融機関などに行く手間が省け、納め忘れもなくなりとても便利です。

口座振替には、当月分保険料を当月末に引き落とすことにより月々50円割引される「早割制度」や、現金納付よりも割引率が高い「6か月前納」「1年前納」もあります。

手続方法 納付書（または年金手帳）、通帳、金融機関届出印を持って、取扱金融機関か彦根年金事務所へお申し出ください。

問い合わせ先 彦根年金事務所（外町）国民年金課☎23-1114番、FAX23-9038番

募集します

平成24年度上半期 埋蔵文化財発掘調査の作業員（登録制）

市内の遺跡の発掘作業や測量調査を行う人（登録制）を募集します。

定員 10人程度

応募資格 16歳以上（高校生不可）で、次の①～③のいずれかの人。①発掘調査に関する専門知識がある人、②発掘調査の経験がある人、③発掘調査に興味がある人

登録期間 4月1日㈰～9月30日㈰（この期間に必要に応じて雇用します。月に10日を限度に出勤していただきます。6か月間を越えない範囲で更新可能です）

勤務時間 原則として、月～金曜日の8:30～17:15

賃金 屋外（日額）6,430円、屋内（日額）6,280円、通勤手当なし

申込方法 電話で、市教育委員会文化財課に申し込んでください。面接の上、登録者を決定します。

面接日時 3月21日㈬ 13:30（時間厳守）

面接場所 市民会館2階 第3会議室（尾末町）

必要書類 履歴書（写真添付）

申込・問い合わせ先 市教育委員会文化財課☎26-5833、FAX26-5899